

会報

宮崎県建設業協会機関誌 No. 404号

Monthly Association Construction Industry NEWS

2008
6
June



(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:info@miyazaki-kenkyo.or.jp

目 次

◇平成20年6月行事予定	1
◇平成20年7月上旬行事予定	2
◇県協会HP・会員専用サイト登載項目案内（5月分）	2
◇県協会 会員の動き	2
◇県協会	
1. 平成20年度県協会表彰式及び第50回通常総会開催される	3
2. 「平成20年賃金構造基本統計調査」にご協力ください！	10
3. 労働時間等見直しガイドラインの改正について	10
4. 平成20年7月1日最低賃金法が変わります	12
5. 消防団活動に対する御理解と御協力について（宮崎県）	14
6. 国土交通省等主催作文コンクールの作品募集について	16
◇雇用改善コーナー	
1. 平成20年度建設雇用改善推進事業の実施概要がまとまる	17
2. 平成20年度「建設教育訓練助成金等相談会」 並びに「雇用管理研修」の実施について	19
3. 建設業に働く若者からのメッセージ	22
◇協同組合	
1. 平成20年度第42回通常総会開催される	24
◇技士会	
1. 第1回の『監理技術者講習会』終わる	26
2. 平成20年度2級土木施工管理技術検定試験受験準備講習会の開催ご案内	27
◇建退共	
1. 「建退共Q & A事例集」について	28
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（4月分）	29
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（4月分）	29
◇建災防	
1. 平成20年度全国安全週間（第81回）の実施について	30
2. 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく 特別遺族給付金等の請求についてのお知らせ	34
3. 当面の各種講習会等開催のお知らせ	35
◇火薬協会	
1. 平成20年度表彰及び代議員会の開催	36
2. 平成20年度火薬類危害予防週間の実施について	37
◇保証会社	
1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向（4月分）	38
◇試験・研修等のご案内	
1. 平成20年度建設業者研修会の開催について	39

平成20年6月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	㊤			
2	月			
3	火	宮崎県建設産業団体連合会役員会議 宮崎県ダンブカー協会通常総会 宮崎県土木施工管理技士会通常総会	地山の掘削及び土止め支保工作業 主任者技能講習（5日まで都城）	
4	水			
5	木		基金企業年金連合会年金実務研修 （京都） 基金企業年金連合会財政再計算説 明会（大阪）	
6	金	1級土木実力テスト（7日まで）	現場管理者統括管理講習（木花）	
7	土			
8	㊤			
9	月			
10	火	宮崎県建設産業団体連合会通常総 会（宮崎）	足場の組立て等作業主任者技能講 習（11日まで延岡） 建退共雇用管理研修会（小林）	
11	水			
12	木		車両系建設機械（整地・掘削）運 転技能講習（14日まで）	
13	金			
14	土			
15	㊤			
16	月		基金納入告知書発送	
17	火	建設業振興基金第1回参与会 （東京） 全国建設産業団体連合会通常総会 （東京）	型枠支保工の組み立て等作業主任 者技能講習（18日まで宮崎）	火薬保安教育講習会（延岡）
18	水		建退共運営委員会、評議委員会 （東京）	火薬試験事務所長等会議（東京）
19	木		建災防九州ブロック支部事務局長 会議（鹿児島） 基金、企業年金連合会中堅職員セ ミナー（石川）	火薬手帳制度研修（東京）
20	金	第1回リーダー育成研修会開講式 （宮崎）		
21	土			
22	㊤			
23	月		基金平成20年度第1回理事会、代 議委員会	
24	火			全国建設業協同組合連合会事務局 長会議（東京） 火薬保安教育講習会（小林）
25	水			保証会社定時株主総会、取締役会、 監査役会（大阪）
26	木		建退共雇用管理研修会（西都）	
27	金	第3回常務理事会 全国土木施工管理技士会事務局長 会議（東京）	高所作業車運転技能講習 （29日まで清武）	
28	土			
29	㊤			
30	月			

平成20年7月上旬行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	火			
2	水			
3	木		ダイオキシン類特別教育（木花）	
4	金		小型車両系建設機械（整地・掘削） 運転特別教育（5日まで清武）	
5	土			
6	㊤	1級土木施工管理技術検定試験 （福岡）		
7	月		基金全国建設業厚生年金基金協議 会理事長会議（東京）	
8	火	建設雇用改善推進委員会	土止め先行工法講習（延岡）	
9	水			
10	木		コンクリート造の工作物の解体等 作業主任者技能講習（11日まで木花）	

県協会ホームページ・会員専用サイト登載項目案内（5月分）

【ホームページ】

項	目	所 管	形 式
1	平成20年度賃金構造基本統計調査に対する協力依頼について	厚 生 労 働 省	P D F

【会 員 専 用】

項	目	所 管	形 式
1	平成20年度国土交通省主催作文コンクール作品募集（募集要領）	国 土 交 通 省	P D F

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。

当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

県協会 会員の動き

（5月1日～31日）

【代表者、組織、所在地等】

地区（市）名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
宮 崎	(株) 西 豊 土 木	所在地	宮崎市下北方町井手下北 46番地1号	宮崎市大字跡江2055番地1
		電話番号	0985-23-2021	0985-65-7003
		F A X 番号	0985-60-7559	0985-65-7005

【退 会】

地区（市）名	会 社 名	代 表 者 名
宮 崎	(有) 野 崎 産 業	野 崎 正 人
	(有) 北 港 建 設	野 元 浩 一
日 南	横 山 建 設 (有)	横 山 功
西 都	(株) 三 栄 建 設	麻 生 太 一 郎
高 鍋	(株) 宇 田 津 工 務 店	宇 田 津 博 昭

県協会

1. 平成20年度県協会表彰式及び第50回通常総会開催される

平成20年度の表彰式及び第50回通常総会は5月21日（水）午後1時30分から宮崎観光ホテル東館2階「紅・日向の間」において開催された。

1 平成20年度表彰式

総会に先立ち行われた平成20年度表彰式は、来賓に東国原県知事、坂元県議会議長をはじめ、県幹部、国・民間等発注機関の長ら19名を迎えて、午後1時30分から始まり、児玉会長代行がまず始めに受賞者へ敬意と感謝を述べられ、「社会資本整備が遅れ、公共工事への依存度の高い本県にとっては、暫定税率が復活し、道路特定財源も確保されたが、来年度からの一般財源化が閣議決定されたことに伴い、確実な公共工事予算の確保が懸念される。県においては、今後とも着実に社会資本の整備がなされるよう、何としても予算の確保に努めていただきたい。」と挨拶された。続いて、来賓を代表して東国原県知事、坂元県議会議長からご祝辞をいただいた。

引き続き表彰式典が行われ、まず始めに社団法人全国建設業協会会長表彰が行われ、個人9名、法人11社に対して児玉県協会長代行から伝達授与された。

また、社団法人宮崎県建設業協会長の表彰は功労役員、功労者、従業員表彰18名、会社表彰4社に対し表彰状と記念品が贈呈された。

これらの受賞者を代表して西都地区の株式会社宮本組 代表取締役 宮本優様が「この栄えある受賞を機に、人と自然にやさしい『元気の良い宮崎』を支える社会基盤の整備に微力ではあるが、なお一層邁進していく」と謝辞を述べられた。

なお、平成20年度における全国建設業協会会長、宮崎県建設業協会会長等の表彰受賞者は別記のとおりです。おめでとうございます。



児玉会長代行あいさつ



宮崎県知事祝辞



宮崎県議会議長祝辞

社団法人 全国建設業協会会長表彰（敬称略）

◎表彰規程第2条第2号該当者

（団体役員高齢功労者表彰）

〔永年建設業団体役員高齢功労者〕

地区名	会社名	役職名	氏名
西 都	後藤建設 有限会社	代表取締役	後藤 貞善
計 1 名			

◎表彰規程第2条第3号該当者

（団体役員特別功労者表彰）

〔永年建設業団体役員功労者〕

地区名	会社名	役職名	氏名
東 諸	株式会社 武田建設	代表取締役	武田 隆善
日 南	後藤建設 有限会社	取締役会長	後藤 重紀
計 2 名			

◎表彰規程第2条第4号該当者

（会社役員特別功労者表彰）

〔永年企業経営の功労者〕

地区名	会社名	役職名	氏名
延 岡	株式会社 綾建設	代表取締役	田口 勝廣
計 1 名			

◎表彰規程第4条第1号該当社

（会社表彰）

〔経営の合理化、技術の向上等功績顕著〕

地区名	会社名
宮 崎	開地建設興業 株式会社
〃	株式会社 時盛工業
日 南	小田原建設 株式会社
都 城	高野建設 株式会社
〃	株式会社 餅井建設
東 諸	旭道路 株式会社
〃	株式会社 隆盛建設
日 向	東九建設 株式会社
〃	宮前建設 株式会社
延 岡	株式会社 甲斐組業
〃	株式会社 山崎産業
計 11 社	

◎表彰規程第5条該当者

(従業員表彰)

[担当業務精励等功績顕著]

地区名	会社名	従業員氏名
日南	合資会社 若吉建設	黒木良一
都城	株式会社 野崎組	黒坂 勉
高鍋	株式会社 桑原建設	西 哲郎
日向	高蔵土木 有限会社	荒竹信義
高千穂	株式会社 竹尾組	木下生光
計 5 名		

社団法人 宮崎県建設業協会会長表彰 (敬称略)

◎表彰規程第2条第2号該当者

(特別功勞役員表彰)

〔建設業団体役付役員歴4期以上
又は役員歴6期以上〕

地区名	会社名	役職名	氏名
西都	株式会社 宮本組	代表取締役	宮本 優
計 1 名			

◎表彰規程第2条第3号該当者

(功勞役員表彰)

〔建設業団体役付役員歴2期以上
又は役員歴3期以上〕

地区名	会社名	役職名	氏名
串間	株式会社 谷口組	代表取締役	谷口 光秀
小林	株式会社 淵上組	代表取締役	淵上 鉄一
西都	合名会社 仁科産業	代表社員	仁科 俊一郎
日向	木倉建設 株式会社	代表取締役	黒木 幸紀
〃	甲勝建設 株式会社	代表取締役	甲斐 英伸
高千穂	株式会社 竹尾組	代表取締役	竹尾 通洋
〃	株式会社 田村建設	代表取締役	田村 祐司
計 7 名			

◎表彰規程第2条第4号該当者

(高齢功勞者表彰)

〔年齢70歳以上会員歴20年以上
代表者歴10年以上の退任者〕

地区名	会社名	役職名	氏名
日南	有限会社 高橋建設	取締役会長	高橋 文七
串間	大平開発 株式会社	取締役会長	津曲 巖
〃	有限会社 雄進建設	取締役会長	吉田 虎雄
東諸	株式会社 井沢建設	取締役会長	井澤 道徳
計 4 名			

◎表彰規程第2条第5号該当者

(職員功労者表彰)

管理職10年以上
その他の職員15年以上

地区名	団体名	役職名	氏名
宮崎	宮崎地区建設業協会	次長	谷口 真
計 1 名			

◎表彰規程第4条第1号該当社

(会社表彰)

協会協力度等顕著
会員歴25年以上

地区名	会社名
西都	松下建設株式会社
高鍋	パシフィック建設株式会社
延岡	岡田工業株式会社
〃	吉本建設合名会社
計 4 社	

◎表彰規程第5条第1号該当者

(従業員表彰)

同一会社勤務25年以上
年齢50歳以上・担当業務精励
会員歴25年以上の会社の従業員

地区名	会社名	従業員氏名
宮崎	株式会社 志多組	黒木 勲
日南	合資会社 若吉建設	鬼塚 敏郎
串間	株式会社 津曲建設	森 茂基
都城	株式会社 島本工務店	瀬之口 美智男
小林	株式会社 山本組	真方 浩二
計 5 名		

◎宮崎県建設業協会青年部に対する表彰(感謝状)

地区名	団体名
日南	日南地区建設業協会 青年部
計 1 団体	



受賞風景



代表受賞者謝辞

2 第50回通常総会

表彰式に引き続いて行われた第50回通常総会は、会員総数598名に対し、委任状を含む488名の会員が出席し、次の4議案について審議が諮られた。

- 第1号議案 平成19年度事業報告書、収支決算書について
- 第2号議案 平成20年度事業計画書（案）、収支予算書（案）について
- 第3号議案 平成19年度会費未納者に対する措置について
- 第4号議案 任期満了に伴う役員を選任について（案）

以上、4議案についていずれも原案通り承認可決された。

なお、本総会で選任された役員の皆様方は次ページのとおりです。



第50回通常総会

平成20・21年度 社団法人宮崎県建設業協会役員名簿

◎印は 県会長 ◎印は 県副会長
○印は 常務理事 ●印は 専務理事

平成20年5月21日

役員種別	地区	氏名	商号又は名称	役員種別	地区	氏名	商号又は名称
理事	宮崎	◎川上 淳	(株)川上土木	理事	西都	○仁科俊一郎	(名)仁科産業
"	"	後藤啓嗣	(株)伸東建設	"	"	橋本和夫	(株)橋本組
"	"	川越昌廣	(株)ダイニチ開発	"	"	川崎耕美	(有)川崎開発
"	"	田村 努	(株)田村産業	"	"	河野孝文	河野建設(株)
"	"	原田忠男	原田建設(株)	"	高鍋	○桑原常雄	(株)桑原建設
"	"	大塚一太	(株)大塚組	"	"	津房正寛	(株)津房産業
"	"	河野和信	(株)岩永建設	"	"	大山博文	(有)大岩建設
"	"	西條隆雄	(株)西條組	"	"	高山 貴	(株)天井丸建設
"	"	児玉富美義	(有)児玉工業	"	日向	○黒木幸紀	木倉建設(株)
"	日南	◎永野征四郎	永野建設(株)	"	"	相生秀樹	(株)相生組
"	"	小野耕嗣	小野建設(株)	"	"	甲斐英伸	甲勝建設(株)
"	"	谷口信幸	(株)谷口重機建設	"	"	甲斐 裕	(株)甲斐建設
"	"	青山元信	青山建設(有)	"	"	田村義久	(株)田村産業
"	串間	◎谷口光秀	(株)谷口組	"	"	緞川公宏	緞川建設(株)
"	"	内田謙吾	内田建設(株)	"	延岡	◎山崎 司	(株)山崎産業
"	"	吉田一徳	吉田建設(有)	"	"	吉本 哲	(株)大喜建設
"	"	前田俊郎	前田建設(株)	"	"	木村健一	木村産業(株)
"	都城	○清水安次	(株)清水組	"	"	湯川鶴三	湯川建設(株)
"	"	堀之内芳久	大淀開発(株)	"	高千穂	○竹尾通洋	(株)竹尾組
"	"	田代籟平	(株)田代組	"	"	工藤勝利	(株)工藤興業
"	"	長友俊美	丸昭建設(株)	"	"	真野公憲	真野建設(株)
"	"	木場智彦	(株)木場組	"	"	田村祐司	(株)田村建設
"	"	櫻木博巳	(株)桜木組	"	事務局	●渡邊孝明	協会事務局
"	小林	○今針山廣己	(有)今針山工業	理事計 54名			
"	"	河野与一	(有)河野産業	監事	宮崎	辻 武男	(有)辻栄建設
"	"	源嶋政徳	(株)児玉組	"	都城	野崎義成	(株)野崎組
"	"	淵上鉄一	(株)淵上組	"	日向	黒木耕作	(株)黒高組
"	東諸	○林 正和	林建設(株)	"	会員外	神中弘臣	税理士
"	"	長友正勝	(株)長友組	監事計 4名			
"	"	山崎一生	日栄建設(株)				
"	"	金子勝生	(株)金子建設				

平成20・21年度 社団法人 宮崎県建設業協会常置委員会名簿

平成20年5月21日

地区名	委員会名	総務	土木・農林	建築	労務資材対策
	委員長	山崎 司	川上 淳	桑原 常雄	谷口 光秀
	副委員長	仁科 俊一郎	竹尾 通洋	青山 元信	黒木 幸紀
宮崎		川越 昌廣 田村 努 大塚 一太	後藤 啓嗣 河野 和信		原田 忠男 西條 隆雄 児玉 富美義
日南		小野 耕嗣	小野 耕嗣		谷口 信幸
串間		内田 謙吾	吉田 一徳	内田 謙吾	前田 俊郎
都城		堀之内 芳久	長友 俊美 木場 智彦	櫻木 博巳	田代 籐平
小林		河野 与一	源嶋 政徳	淵上 鉄一	河野 与一
東諸		長友 正勝	山崎 一生		金子 勝生
西都		橋本 和夫	川崎 耕美	河野 孝文	河野 孝文
高鍋		津房 正寛	大山 博文		高山 貴
日向		相生 秀樹	甲斐 英伸 甲斐 裕	緋川 公宏	田村 義久
延岡			木村 健一	吉本 哲	湯川 鶴三
高千穂		真野 公憲	工藤 勝利	田村 祐司	工藤 勝利
計		14 名	16 名	9 名	15 名

2. 「平成20年賃金構造基本統計調査」にご協力ください！

宮崎県建設業協会

厚生労働省では、「平成20年賃金構造基本統計調査」を全国一斉に7月に実施します。

昭和23年より毎年実施されているこの調査は、労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的としており、国の実施する最も重要な統計の一つとして、法律により「指定統計第94号」に指定されています。

この調査は、主要産業に属する事業所のうち、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所を調査の対象としております。

調査の結果は、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、損害賠償請求訴訟における逸失利益の算定、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、各種政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしております。

調査の実施に当たっては、都道府県労働局、労働基準監督署から事業主の皆様にご協力をお願いすることとなりますので、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、調査要綱及び調査票につきましては、宮崎県建設業協会ホームページに掲載しております。

3. 労働時間等見直しガイドラインの改正について

社団法人全国建設業協会

常務理事 室川正和

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会の運営につきましてご協力いただき感謝申し上げます。

さて、仕事と生活の調和につきましては、平成19年12月にワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議におきまして、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

この策定を受け、厚生労働省では、今般、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第4条第1項の規定に基づく「労働時間等設定改善指針」を改正することとしました。

つきましては、貴協会参加会員に対し、同ガイドラインの取組みについて、ご周知ご指導いただきますようお願い申し上げます。

なお、要請文等は厚生労働省HP 3月報道発表に掲載されております。

- ・要請文（別紙1）

<http://www-bm.mhlw.go.jp/houdou/2008/03/dl/h0324-2f.pdf>

- ・リーフレット（別紙2）

<http://www-bm.mhlw.go.jp/houdou/2008/03/dl/h0324-2d.pdf>

- ・全文（別紙3）

<http://www-bm.mhlw.go.jp/houdou/2008/03/dl/h0324-2b.pdf>

- ・憲章・行動指針概要（参考1）

<http://www-bm.mhlw.go.jp/houdou/2008/03/dl/h0324-2e.pdf>

仕事と生活の調和の実現を目指して 「労働時間等見直しガイドライン」が改正されました!!

※ 「労働時間等見直しガイドライン」(労働時間等設定改善指針)とは、事業主及びその団体が、労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項について定めたものです。

「労働時間等見直しガイドライン」のポイント

基本的な考え方

- 〈1〉労働時間の見直しを含めた仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、
 - ・少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとするために必要な取組であるとともに、
 - ・企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものです。
- 〈2〉経営者自らが主導して、職場風土改革のための意識改革等に努めることが重要です。
- 〈3〉「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定められた社会全体の目標の内容も踏まえ、各企業の実情に応じて仕事と生活の調和の実現に向けて計画的に取り組むことが必要です。
(社会全体の目標値) ○「週労働時間60時間以上の雇用者の割合を10年後に半減」
○「年次有給休暇取得率を10年後に完全取得」など

〈仕事と生活の調和の実現には、次のような取組などが重要です。〉

- 1 労使間の話し合いの機会の整備をしましょう。
(具体例) ○労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使間の話し合いの機会を整備すること など
- 2 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備をしましょう。
(具体例) ○取得の呼びかけ等による取得しやすい雰囲気づくり
○計画的な年次有給休暇の取得 など
- 3 所定外労働の削減をしましょう。
(具体例) ○「ノー残業デー」、「ノー残業ウィーク」の導入・拡充
○長時間労働の抑制(長時間労働が恒常的なものにならないようにする等) など
- 4 労働者各人の健康と生活に配慮をしましょう。
(特に配慮が必要な労働者の例) ○特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者
○育児・介護を行っている労働者
○単身赴任中の労働者
○自発的な職業能力開発を行う労働者 など

新しくなった「労働時間等見直しガイドライン」を参考に、
働き方を改革し、仕事と生活の調和を実現しましょう!!

労働時間等見直しガイドライン <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/jikan/index.html>

4. 平成20年7月1日最低賃金法が変わります

最低賃金の決定基準や罰金の上限額、派遣労働者への適用関係などについて大きな改正が行われます。

改正の概要

1 地域別最低賃金はこうなります

- ① 地域別最低賃金を決定する場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性にも配慮することとなります。（最低賃金法第9条第3項）具体的な金額は、都道府県ごとに決定されます。（詳しくは、厚生労働省HP、都道府県労働局HPに掲載されていますので、御確認下さい。）
- ② 地域別最低賃金を下回る賃金を支払った場合の罰金の上限額が2万円から50万円に引き上げられます。（最低賃金法第4条第1項、第40条）

2 産業別最低賃金はこうなります

産業別最低賃金を下回る賃金を支払った場合については、最低賃金法の罰則は適用されなくなり、労働基準法第24条の賃金の全額払違反の罰則（労働基準法第120条。罰金の上限額30万円。）が適用されます。ただし、産業別最低賃金が適用される労働者に地域別最低賃金を下回る賃金を支払った場合は、最低賃金法違反（罰金の上限50万円）となります。（最低賃金法第6条第2項、第4条第1項、第40条）

3 適用除外規定が見直されます

全ての労働者に最低賃金を適用するため、障害により著しく労働能力の低い者、試の使用期間中の者、認定職業訓練を受けている者等に関する適用除外認可規定が廃止され、最低賃金の減額特例許可規定が新設されます。（最低賃金法第7条）

4 派遣労働者の適用最低賃金が変わります

派遣労働者については、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。（最低賃金法第13条、第18条）

5 最低賃金額の表示が時間額のみになります

時間額、日額、週額又は月額で定めることとされていた最低賃金額の表示単価が、時間額のみとなります。（最低賃金法第3条）

6 施行期日等

公布期日は、平成19年12月5日、施行期日は平成20年7月1日です。

平成20年4月25日 厚生労働省労働基準局 厚生労働省HP:<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金法の一部を改正する法律Q & A

改正によって最低賃金はただちに改定されるのですか

改正法の施行の際に有効である最低賃金については、次の改定までの間は改正法に基づいて決定された最低賃金とみなされることから、改正法の施行の際にただちに改定は行いません。

地域別最低賃金については毎年10月頃、産業別最低賃金については毎年10月～2月の間に改定されていますので、厚生労働省HPなどでご確認下さい。なお、現在決定されている地域別最低賃金額は以下のとおりとなっています。

北海道	654	青森	619	岩手	619	宮城	639
秋田	618	山形	620	福島	629	茨城	665
栃木	671	群馬	664	埼玉	702	千葉	706
東京	739	神奈川	736	新潟	657	富山	666
石川	662	福井	659	山梨	665	長野	669
岐阜	685	静岡	697	愛知	714	三重	689
滋賀	677	京都	700	大阪	731	兵庫	697
奈良	667	和歌山	662	鳥取	621	島根	621
岡山	658	広島	669	山口	657	徳島	625
香川	640	愛媛	623	高知	622	福岡	663
佐賀	619	長崎	619	熊本	720	大分	620
宮崎	619	鹿児島	619	沖縄	618	数字は時間額(円)	

(日給を最低賃金と比較する方法)

賃金額を1時間当たりの金額に換算して比較します。

(例えば)東京都の会社に勤めるAさんは、日給5500円、1日の所定労働時間7時間30分で働いています。

これが東京都の最低賃金739円を上回っているかどうかを確認するには日給額÷1日の所定労働時間数を計算し、それと739円を比較します。

例をこの式に当てはめると、

$5500円 \div 7.5時間 = 733円33銭$ となり、東京都の最低賃金額を739円を下回っていることとなります。

なお、詳細は厚生労働省HPでご確認下さい。

現在、産業別最低賃金には時間額の他に日額によって定められているものがありますが、改正法によって日額はなくなるのですか

当該最低賃金について施行日後最初の改正の際に、時間額にみによって定められることとなります。

最低賃金額が時間額のみになった後、支払われる賃金が日給である場合に、その支払額が最低賃金以上かどうかを調べるには、賃金額を1時間当たりの金額に換算して比較することとなります。(上記の比較方法を参照して下さい。なお、産業別最低賃金の金額等については、厚生労働省HPや都道府県労働局HPでご確認下さい。)

労働者派遣事業を行っていますが、注意すべきことは何でしょうか

派遣労働者については、派遣先事業場に適用される最低賃金が適用されることとなります。したがって、派遣元事業者は、労働者を派遣している事業場に適用される最低賃金額を把握する必要があります。

金額は、厚生労働省HPや都道府県労働局HPで確認することができます。

現在、最低賃金の適用除外許可を受けた人を雇っていますが、今後どのような取扱いになるのですか

改正法の施行の際、既に都道府県労働局長の許可を受けて最低賃金法が適用除外となっている労働者については、施行日（平成20年7月1日）から1年の間に、新たに最低賃金の減額特例の許可を受ける必要があります。

なお、減額特例の許可の対象となる労働者は、①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、②試の使用期間中の者、③職業訓練を受けている者、④軽易な業務に従事する者、⑤断続的労働に従事する者となります。

5. 消防団活動に対する御理解と御協力について

宮 崎 県

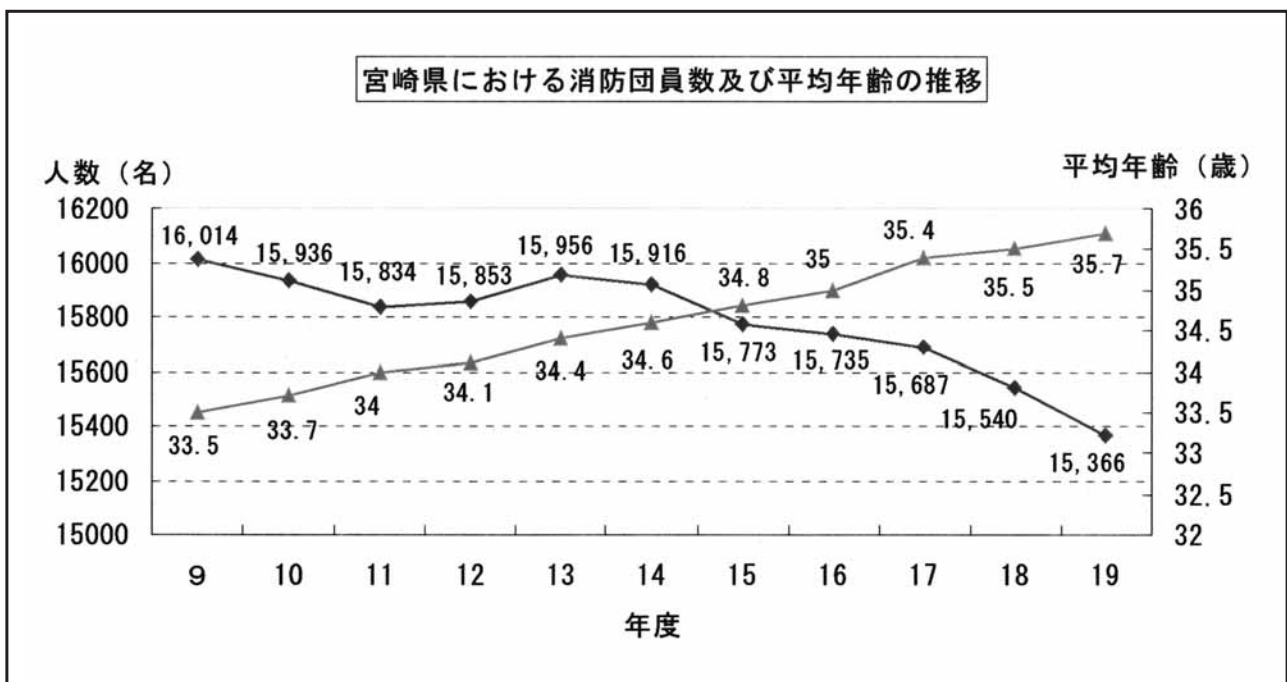
本県行政の推進につきましては、日ごろから御理解と御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、消防団は、それぞれ職業を持った地域住民の方々が、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神により参加されている組織で、地域の消防防災における中核的な役割を担っています。

しかしながら、近年の社会情勢の変化により、消防団は、団員数の減少、高齢化の傾向を強めており、消防団員の確保は、消防防災行政における重要な課題となっております。

県におきましては、消防団に係る広報啓発のほか、今年度からは本県発注建設工事の入札参加資格審査において消防団員の雇用状況による加点措置を行うなど、団員確保に向けた取り組みを行っているところです。

つきましては、消防団活動の趣旨を御理解いただき、事業所に勤務される皆様の消防団加入及び消防団活動について、御配慮いただきますようお願い申し上げます。



○消防団とは

- 消防団 ⇒ 消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関。地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守るという重要な役割を担う。
- 消防団員 ⇒ 生業を持ちながら「自らの地域は自らで守る」という崇高な郷土愛護の精神に基づき、消防活動を行う権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員。
- 活動 ⇒ 火災発生時における消火、地震や風水害といった大規模災害発生時の救助・救出、警戒巡視、避難誘導、災害防御などのほか、平常時においては、訓練、応急手当の普及指導、住宅への防火指導、特別警戒、広報活動などにも従事。
- 入団概要 ⇒ 消防団の入団資格は、市町村ごとに条例で定められているが、一般的に、入団を希望する18歳以上で、その市町村に居住しているか、または、勤務している人なら、男性でも女性でも入団できる。
- 主な待遇 ⇒ 多くの市町村で年額報酬（数万円程度）や災害活動または訓練に出勤した際の出勤手当（1回あたり数千円程度）などが支給される。また、以下のような待遇もある。
- 公務災害補償
 - 退職報償金
 - 被服の貸与
 - 表彰制度

消防団は、ほとんどすべての市町村に設置されており、平成19年4月1日現在、全国の消防団数は2,474団、消防団員数は89万2,893人となっている。

○消防団組織・制度の多様化

⇒ 特定の災害や活動のみに参加する「機能別団員・分団制度」を活用し、地域の防災力を維持

○消防団協力事業所表示制度

全消防団員の約7割が被雇用者であるため、消防団活動を行うためには事業所の理解と協力が必要。

- ⇒事業所が消防団活動に協力 → 事業所の信頼性が向上（社会的評価）
→ 消防団活動が活性化し地域防災力が向上

消防団協力事業所表示制度

↑
平成18年度より導入



「消防団協力事業所表示制度」
表示マーク

※消防団に協力している事業所は、このマークが目印

6. 国土交通省等主催作文コンクールの作品募集について

国土交通省と建設産業人材確保・育成推進協議会では、建設業の未来を担う若い皆さんの意識高揚を図るとともに、一般の人たちへ建設業の役割や重要性について理解と関心を高めていただくために、作文コンクールを実施します。建設業がもたらす「夢」や「憧れ」、建設業の仕事を選んだ動機、これから就職しようとする後輩へのメッセージなど、皆さんからの応募をお待ちしております。

01 応募資格

昭和53年5月13日以降生まれで**建設業に働く30歳未満の方**

02 応募期間

平成20年5月12日(月)～8月29日(金) (当日消印有効)

03 題 材

テーマは自由としますが、建設業がもたらす「夢」や「憧れ」、建設業の仕事を選んだ動機、後輩へのメッセージ、これから就職する若者へのアドバイス等、応募者自身の言葉で作成されたもの

04 応募形式

①文字スペースを入れて、1200字から2000字以内（400字詰め原稿用紙であれば3～5枚以内に）
②原稿用紙に記入の場合、筆記用具は鉛筆（HB以上）またはボールペンを使用してください。

05 応募方法

応募用紙（右ページ）にテーマ名、氏名（ふりがな）、性別、生年月日、住所、電話番号、会社名等必要事項を記入の上、作品の表面にホチキス止めをして、下記6の応募先窓口へ送付してください。また応募用紙はホームページからダウンロードもできます。

応募用紙のダウンロードはこちらから ▶ [ヨイケンセツドットコム](#)

検索 

06 応募先

所属する各地区（市）建設業協会（宮崎県建設業協会員）

07 審 査

国土交通省に設置する「優秀作文選考委員会」において選考します。

08 入選・賞

最優秀賞：国土交通大臣賞1名（賞状及び副賞）
優 秀 賞：国土交通省建設流通政策審議官賞2名（賞状及び副賞）

09 発 表

平成20年11月の建設雇用改善推進月間で開催される行事に併せて、優秀作品を表彰します。

10 そ の 他

- ①本表彰の応募用紙又は作品に記載の個人情報は、その運営に必要な範囲内で利用します。
応募者の同意を得ずに、利用目的を超えて利用することはありません。
- ②応募作品は自作の未発表のものに限り、入賞作文の一切の権利は国土交通省に帰属します。
- ③応募作品は一切返却しません。

11 問い合わせ先

(財)建設業振興基金構造改善センター（建設産業人材確保・育成推進協議会事務局）
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館6階
TEL 03-5473-4572

雇用改善コーナー

1. 平成20年度建設雇用改善推進事業の実施概要がまとまる

平成20年度建設雇用改善推進事業（第2種）実施計画

（社）宮崎県建設業協会

県建設業協会が実施する建設事業主団体雇用改善推進事業については、建設雇用改善推進方針に基づき、平成20年度建設事業主団体雇用改善推進事業実施計画を、次のとおり策定する。

I 指導援助事業

1 課題・目的

建設労働者の雇用条件の改善、技能向上と能力の開発、労働環境の改善及び労働福祉の増進等を図ることを目的として次の事業を実施する。

2 実施事業の内容

(1) 雇用改善に関する助言相談

雇用委改善推進員及びコンサルタント等による建設事業主の団体等に対し、雇用改善に関する助言相談を実施する。

(2) 建設雇用改善に関する会議の開催

- ① 建設雇用改善推進委員会の開催
- ② 関連団体事務局長会議の開催
- ③ ブロック単位のコンサルタント会議等への参加
- ④ 建設雇用改善推進セミナーの開催
 - ・ 開催時期 1月
 - ・ 開催場所 宮崎市
 - ・ 参加人員 120名程度
- ⑤ 建設業を担うリーダー育成研修会
建設業を担うリーダー育成研修会を実施する
 - ・ 実施時期 6月～12月（6回シリーズ）
 - ・ 開催場所 宮崎市
 - ・ 参加人員 20名程度

II 啓発・広報事業

1 課題・目的

事業主に対する建設雇用改善の気運を高め、建設業のイメージアップを図り地域社会に対する建設業の理解を促進するため、次の事業を実施する。

2 実施事業の内容

(1) 表彰の実施

建設雇用改善推進月間に、雇用改善優良事業所、功労者、若年建設従事者功労者等、また、工業系高校を卒業する優秀卒業生の表彰を行う

明るい職場 誇れる仕事 建設雇用改善

- ・ 建設雇用改善優良事業所の表彰 3事業所
 - ・ 建設雇用改善功労者の表彰 3名
 - ・ 若年建設従事者功労者の表彰 6名
 - ・ 高校優秀卒業生の表彰 1校1名（4校）
- (2) 関連図書等の配布
雇用改善に関する図書を購入し関連団体に配布する
- (3) 広報誌（会報）の作成配布
雇用改善のための機関誌を作成配布する
- ・ 発行 毎月
 - ・ 発行部数 750部
 - ・ 配布先 会員、行政、関連団体等

Ⅲ 入職促進定着事業

1 課題・目的

若年労働者の確保のため教育行政との相互理解をさらに深め、また、建設業の持つ魅力を積極的にアピールするため、次の事業を実施する。

2 実施事業の内容

- (1) 建設産業人材確保・育成推進協議会の開催
- (2) 建設現場見学会等の実施
- ① 現場見学会
参加高校 6校、実施時期 10月～12月、参加者数 生徒250名程度
- ② 就業体験（インターンシップ）
参加高校 5校、実施時期 10月～11月、参加者数 生徒200名程度
- ⑤ 保護者の現場見学会
参加高校 2校、実施時期 10月～11月、参加者数 保護者30名程度
- (3) 図書等の贈呈
建設関係図書 雇用改善に関する図書を建設科程のある工業高校に贈呈する
- ・ 贈呈図書 「そら」、「全建ジャーナル」
 - ・ 寄贈先 9校10科
- (4) ポスター・リーフレット等の作成配布
現場見学会、就業体験に参加した高校生の感想文を「感想文集」としてまとめ配布する
- ・ 作成部数 200部 ・ 配布先 行政、関連団体、学校及び受入れ企業

Ⅳ 調査研究事業

1 課題・目的

少子、高齢社会に向け建設業の在り方についての基礎資料を得るため、次の事業を実施する。

2 実施事業の内容

会員企業における業況調査（新規事業）

会員に対し経営状況、雇用管理の取組状況等について、アンケート調査を実施する

- ・ 実施時期 7月
- ・ 調査対象 県建設業協会全会員（会員数600社）

明るい職場 誇れる仕事 建設雇用改善

2. 平成20年度「建設教育訓練助成金等相談会」並びに「雇用管理研修」の実施について

独立行政法人雇用・能力開発機構
宮崎センター統括所長

当センターの業務運営につきましては、日頃から格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

下記により平成20年度建設教育訓練助成金等相談会」並びに「雇用管理研修」を実施することといたしましたので、ご参加頂きます様ご案内申し上げます。なお、本研修は建設事業主建設雇用改善助成金（雇用管理研修等の実施）の対象となりますので申し添えます。

記

I 雇用管理研修

1. 開催日時・会場

6月10日（火）9：30～16：30 小林地区建設業協会会議室（普通コース）

7月15日（火）9：30～16：30 日向地区建設業協会会議室（普通コース）

11月15日（土）9：30～16：30 当センター会議室（専門コース）

※ 西都地区・串間地区（ともに普通コース）については、7月までの実施を目途に現在調整しておりますので、確定次第通知いたします。

2. 受講対象者 雇用管理責任者、その他の建設業従事者、建設事業主の方。

3. 研修内容 別紙日程表によります。

4. 受講料・教材費 無料

5. 定員 各会場とも50名程度

6. 申込み方法・締め切り

別紙「雇用管理研修」受講申込書により、小林会場は5月30日（金）まで、日向会場は7月4日（金）まで、宮崎会場は11月7日（金）までに、宮崎センター業務課雇用管理係あてFAXにてお申込みください。

※申込書の氏名、生年月日を修了証書に記載しますので、正確にご記入ください。

※申込み後の受講者の変更は、申込書に「変更」と付記して再度お申込みください。

※定員に達したときは締め切ることがあります。

7. 昼食 各自で準備してください。

8. 駐車場 駐車台数に制限がございます。できるだけ乗り合わせでお越しください。

9. 修了証書 研修修了後、修了証書を事業所あて郵送いたします。

II 建設教育訓練助成金等相談会

1. 開催日時・会場

6月6日（金）14：00～16：00 小林地区建設業協会会議室

7月23日（水）13：00～15：00 日向地区建設業協会会議室

明るい職場 誇れる仕事 建設雇用改善

※ 西都地区・串間地区については、7月までの実施を目途に現在調整しておりますので、確定次第通知いたします。宮崎地区については随時相談を受け付けておりますのでご利用ください。

2. 対象者 下記3の助成金をご担当の方
3. 対象助成金 ①建設教育訓練助成金
②建設事業主雇用改善助成金
イ. 雇用管理研修の実施 ロ. 作業員宿舍等の整備 ハ. 健康診断の実施
③その他の助成金（当センターに申請または請求するもの等）
4. 申込み方法・締め切り

別紙「建設教育訓練助成金等相談会」参加申込書により、小林会場は5月30日（金）まで、日向会場は7月4日（金）までに、宮崎センター業務課雇用管理係あてFAXにてお申込みください。

雇用・能力開発機構宮崎センター
業務課雇用管理係
TEL. 0985-51-1590 FAX. 0985-51-1509
担当者 川崎

雇用管理研修（普通コース）日程表 [日向会場]

日時	平成20年7月15日（火）9：30～16：30	
会場	日向地区建設業協会 〒887-0031日向市戸高2-1-6 TEL. 0982-52-4138	
内容	9：00～9：30	受付
	9：30～9：40	開講式・オリエンテーション
	9：40～10：20	建設業退職金共済制度について 建退共宮崎支部事務局長 新宮 順一
	10：30～12：30	労働法規のポイント ① 労働基準法のポイント ② 最近の労働法制の動き 社会保険労務士こしやま事務所 代表 特定社会保険労務士 越山 直美
	13：30～15：30	高齢者の雇用について ① 高齢者雇用確保措置について ② 県内における高齢者の活用と取り組みの実態 ③ 高齢者に関する各種助成金について ④ 人事、賃金管理制度の在り方について

明るい職場 誇れる仕事 建設雇用改善

⑤ その他

社団法人宮崎県雇用開発協会

高齢者雇用アドバイザー 上杉 良隆

15：40～16：30 建設雇用改善助成金制度の改正内容
雇用・能力開発機構宮崎センター業務課

16：30 修了式

※普通コースの内容は、各会場とも共通です。

雇用管理研修（専門コース）日程表
[宮崎会場]

日時	平成20年11月15日（土） 9：30～16：30
会場	雇用・能力開発機構宮崎センター 〒880-0916 宮崎市大字恒久4241 TEL0985-51-1590
内容	9：00～9：30 受付 9：30～9：40 開講式・オリエンテーション 9：40～10：50 建設雇用改善助成金制度、キャリア形成促進助成金制度等の活用 雇用・能力開発機構宮崎センター業務課 11：00～12：30 建設業の安全管理（労働調査会開発局DVDによる学習） ① 新人作業員のための危険予知 ② こうして防げ！重機災害 ③ 知らないではすまされない作業員の6つの法的義務 ④ 監督官はココを見る 13：30～14：10 建設業のリスクアセスメント（労働調査会開発局DVDによる学習） ① 事業者が取り組むリスクアセスメント ② 土木工事のリスクアセスメント 14：20～16：20 最近の労働事情から考える就業規則の見直しのポイント ① 採用から退職まで ② セクシュアルハラスメント、メンタルヘルス ③ 労働時間 ④ 解雇、懲戒 社会保険労務士こしやま事務所 代表 特定社会保険労務士 越山 直美
	16：30 修了式

※宮崎会場のみ専門コースの内容となっています。

明るい職場 誇れる仕事 建設雇用改善

● (社) 全国中小建設業協会会長賞 優秀作



「技」を盗む

鹿児島県 小園 光大 (25歳)
(㈱岩田組 土木現場監督補佐)

社会人として働き始めてから早2年が過ぎようとしている。

月日が流れるのはこんなにも早いものだろうか。きっと毎日が充実しているせいなのだろう。大学卒業後、実家のある鹿児島での就職を希望していた為、アルバイトをしながら求職活動をしていたところ、亡父が生前勤めていた岩田組の土木部から声がかかった。

高校、大学共に建築を学んでいたので、土木はまったくのド素人、まずは作業員として一から始める事になった。昔から空手をやっていて、力・体力共に自信があった為「力仕事は任せなさい！」そんな思いで現場に出たものの、現実には甘くない。スコップ、かき板、のこぎり、ハンマー…、周りで一緒に作業しているみんなみたいにうまく使えない。焦れば焦るほど妙に力が入って疲れる。「こんな基本的な作業が出来ないなんて…」頭で思うほど簡単なものではなかった。汗をかき汚れる仕事を気にする人もいると思うが、自分は何の苦にもならなかった。むしろ喜んで走り回り汚れていた気がする。駆け出しの自分に出来るのは、「移動時は走る。」「難儀な所進んでする。」事に限られていると思って

いたからだ。

作業中の熟練作業員達の数々の「技」は、感心するものばかりだ。「どうやってそんな技を身につける事が出来るんですか？」と質問したら、「仕事はまず見て覚えるもの、俺は自分の仕事をしている間にも他の人の作業を見て学んでいるんだよ。」と返ってきた。その言葉を聞いてからは、周りの人の「技」を盗み自分のものにする事を目標にした。

道具の使い方、無駄のない作業方法、きれいに仕上げる方法、夢中で真似していくうちにこんな言葉をかけてくれた人がいた。「お前いつの間にそんなことを覚えた？うまくなったなあ。これからこの作業はお前に任せてもいいな。お前が仕事を覚えると俺も楽が出来るから嬉しいぞ。」冗談を交えながら笑って言った。その人は、作業をバンバンこなしており、目標としている人だったから私には最高の褒め言葉だった。あの日の言葉は一生忘れないだろう。

私が目指しているのは、もちろん、現場監督になることだ。現場監督の先輩の後についてまわり、測量や写真の撮り方、工程管理のやり方、書類等を教わっているが、現場ではパソコンを

明るい職場 誇れる仕事 建設雇用改善

使って図面・写真や書類等を整理するので、自分も早くパソコンを使いこなせるようになりたい。

現場監督の先輩方もまた、現場の作業員さん達とは違う「技」をたくさん持っている。工程等の段取りがうまい人、CADが得意な人、協力会社や現場周辺住民・役所との連絡等打合せがしっかり出来ている人、それぞれ「技」を使い現場は進んでいく。感心するほど見事な「技」である。自分はどんな動きをすればそんなにうまくいくのか観察した。

まず、朝が早い。誰よりも早く現場事務所に来ている。「先輩早いですね。朝きつくはないですか？」私が尋ねると、「朝ゆとりを持たずに現場に来るとあせって忘れ物や失敗をするからだよ。自分の失敗はみんなに迷惑がかかるからね。ほら、前の日にこうやって紙に今日する事や必要なものを書いておくとミスは少なくなるんだよ。」その紙には、ズラッと今日する事、必要な道具等が書いてあり、準備したであろう道具にはチェックがつけてあった。そう言って、先輩は昨日書いたであろう紙を見ながら黙々と準備や段取りを始めた。「早起きは三文の得」と言う言葉があるが、先輩は前の日からの準備もしているので四文も五文も得をしている事になる。

「おはようございます！〇月〇日〇曜日、朝礼を始めます！」はきはきした朝の挨拶から始まり、空気もピリッと張り詰める。岩田組では、「活力朝礼」と言って、作業に入る前の朝礼で大きな声を出してみんなの気を揃える事に力を入れている。何度「声が小さい！」と言われ怒られた事だろう。確かに声を出せば目も覚めるし気も引き締まる。寝ぼけた頭で作業に入れば事故を起こすかも知れないので、これはかなり大事な事だと思う。

今は、駆け出しのあの頃より作業の流れや現場の内容がだいぶわかってきたと思う。しかし、まだまだヒョッ子2年生、怒られて学び、見て学び、実際やってみながら体で覚えるという毎日。初心忘れず、見て盗んだ「技」を使い先輩達のようなプロの仕事師になる。それが私の目標だ。

「おはようございます！今日の作業の危険ポイントは重機等の接触事故です。お互い周囲確認と合図徹底で作業お願いします。」私の朝礼での仕事の役割は危険予知活動。最後に皆で輪になり大きな声で指差呼称。

「周囲確認よしっ！」「0災でいこうよしっ！」さあ、仕事開始だ。今日はどんな「技」を盗もうか。

協 同 組 合

1. 平成20年度 第42回通常総会開催される

当協同組合の第42回通常総会は、去る5月21日宮崎市観光ホテル東館2階「紅・日向の間」において開催されました。

総会では、初めに理事長挨拶があり、宮本理事長から「我が国の経済は、サブプライムローンにより金融の混乱や原油、原材料の高騰によって足踏みが続いており、地方においては、依然として景気は低迷を続けている。中でも建設業は、公共工事の減少、一般競争入札の導入拡大による落札率の低下などにより、経営環境は一段と悪化している状況である。更に道路特定財源の一般財源化問題もあり、先行きも厳しい中、政府、県当局には、地方建設業に対する支援策を強く願うものである。

このような状況の中、協同組合としては、組合員の支援策の一環として、県との協議を行い、融資制度の貸付金利を概ね2.5%に引き下げました。また、建設資材の調達の利便性向上のために共同購買事業にも力を入れて取組んで参りたいので、ご協力をお願いしたい」などの挨拶を行った。

続いて議案審議に入り、

第1号議案 平成19年度事業報告書及び決算書並びに剰余金処分案承認の件

第2号議案 平成20年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）承認の件

第3号議案 組合借入金の最高限度及び1組合員に対する貸付金の最高限度並びに取引金融機関決定の件

について審議が行われ、すべて原案どおり可決承認されました。

引き続き行われた

第4号議案 任期満了に伴う役員改選の件

では、次の新役員を選任し、理事長には黒木幸紀氏（日向地区建設業協会長）が選任されました。

第5号議案 定款の一部改正（案）の件

について審議が行われ、すべて原案どおり可決承認されました。

以上が通常総会の概要です。

本年度も組合事業の推進につきまして、会員の皆様方のご理解と変わらぬご協力・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



平成20・21年度

宮崎県建設事業協同組合役員名簿

◎：理事長 ●：副理事長 ○：審議委員 *：兼任役員23名 組合専任役員9名

役名	支部名	氏名	商号又は名称
理事長	日向	◎* 黒木幸紀	木倉建設(株)
副理事長	高鍋	●* 桑原常雄	(株)桑原建設
理事	宮崎	○* 川上淳	(株)川上土木
〃	〃	* 後藤啓嗣	(株)伸東建設
〃	〃	* 川越昌廣	(株)ダイニチ開発
〃	〃	* 田村努	(株)田村産業
〃	〃	* 原田忠男	原田建設(株)
〃	日南	○* 永野征四郎	永野建設(株)
〃	〃	* 小野耕嗣	小野建設(株)
〃	〃	* 谷口信幸	(株)谷口重機建設
〃	串間	○* 谷口光秀	(株)谷口組
〃	〃	* 前田俊郎	前田建設(株)
〃	都城	○* 清水安次	(株)清水組
〃	〃	渕脇光秋	(株)渕脇組
〃	〃	木脇義昭	日興建設(株)
〃	〃	前口信一	前口建設(株)
〃	小林	○* 今針山廣己	(有)今針山工業
〃	〃	* 源嶋政徳	(株)児玉組
〃	東諸	○* 林正和	林建設(株)
〃	〃	* 長友正勝	(株)長友組
〃	西都	○* 仁科俊一郎	(名)仁科産業
〃	〃	* 橋本和夫	(株)橋本組
〃	高鍋	* 津房正寛	(株)津房産業
〃	日向	黒木俊光	(株)光技術開発
〃	延岡	○* 山崎司	(株)山崎産業
〃	〃	甲斐武一郎	三幸建設(株)
〃	〃	盛武一則	(株)盛武組
〃	高千穂	○* 竹尾通洋	(株)竹尾組
〃	〃	* 工藤勝利	(株)工藤興業
理事計		29名	
監事	日南	清水真査夫	(株)清水工務店
〃	東諸	許斐泰將	許斐建設(株)
〃	延岡	河野孝夫	日新興業(株)
監事計		3名	
理事・監事合計		32名	

技 士 会

1. 第1回の『監理技術者講習会』終わる

平成16年3月1日から建設業法の一部が改正になりました。

その改正にともない、新制度のもとで監理技術者講習会を全国技士会が全国各地域で開催を始めました。

宮崎県技士会でも去る、平成20年5月21日（水）に宮崎市学園木花台の「宮崎県職業能力開発協会」ホールで今年度第1回の講習会を開催し、多数の方々が受講されました。



- * 今回受講された方の講習修了証の有効期間は「5年間」となります。
- * 今後は「監理技術者資格者証」と講習会の「講習修了証」の2枚が必要となり、公共事業の現場に携帯しなければなりません。

平成20年4月1日から建設業法施行規則の施行に伴い、経営事項審査での監理技術者講習受講者には「6点」加点されるなど、監理技術者を対象とした優遇評価や技術力評価に向けた法改正が出てきております。また、Z（技術力評価）における技術者の重複カウントは一人あたり2業種までに制限されるほか1級技術者のうち未受講者は「5点」と2段階で評価されるようになりました。

監理技術者とは

発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は、「監理技術者」を工事現場に置かなければなりません。

創造に失敗は付き物、その失敗を分析することで成功への道が開ける

『監理技術者講習会』の今後の日程についてお知らせ!!

20年度の講習会は下記のとおり残り「3回」計画致しております。自分の都合のいい日に受講をしてください。

日 程	会 場
平成20年8月8日(金)	「宮崎県職業能力開発協会」
平成20年11月26日(水)	〃
平成21年2月6日(金)	〃

お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 (TEL 0985-31-4696)

2. 平成20年度2級土木施工管理技術検定試験 受験準備講習会の開催ご案内

最近の建設工事は規模も構造も大型化、複雑化し、また監理技術者の専任制が強化されていることなどから、より多くの資格者を保有することが企業にとっても大切なことでもあります。

土木施工管理技士の国家資格取得を目指す技術者、皆様方のために2級土木施工管理技術検定試験の受験準備講習会を今年度も『技士会』主催・県建設業協会のご後援により開催することになりました。

その準備といたしまして、下記のとおり講習会を計画致しましたので多数ご参加されますようご案内致します。

なお、日程等につきましては下記のとおりですので、準備方お願い致します。

2級 学科講習 (3日間を二回開催)	
日 程	一回目 平成20年7月23日(水)～平成20年7月25日(金)…3日間 二回目 平成20年7月29日(火)～平成20年7月31日(木)…3日間
場 所	宮崎県建設会館 宮崎市橋通東2丁目9番19号
問合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696

創造に失敗は付き物、その失敗を分析することで成功への道が開ける

建退共

1. 「建退共Q&A事例集」について

(建設業退職金共済事業加入・履行証明書の発行関係)

Q10 「加入・履行証明書」の発行基準が知りたい。

A 建設業退職金共済事業加入・履行証明書(以下「加入・履行証明書」という。)は、建退共制度に加入している事業主が、公共工事・民間工事を問わず、建設現場で働く労働者について、働いた日数に応じて必要な共済証紙を購入して共済手帳に貼付し、手帳が満了になったら更新するという、建退共制度を適正に実施されていることを確認して発行します。

(説明)

建退共の加入・履行証明書は、宮崎県の経営事項審査申請時に提出しますと、評価項目の労働福祉の状況の一つとして加点评価の対象となります。

【加入・履行証明手続きに必要なもの】

1 経営事項審査申請用

- 加入・履行証明願～2枚複写『2枚とも、押印してください。』
- 共済手帳受払簿の原本『前年の続きで記入してください。支部の受付印のあるものです。』
- 共済証紙受払簿の原本『決算ごとに記入してください。』
- 決算期間内に購入した掛金収納書のコピー
- 元請・下請で建退共の証紙の受渡しがある場合は、受領書等のコピー
- 手数料200円『郵便の場合は、郵便局の定額小為替200円を同封』
- 返信用封筒A4サイズ『会社の住所記入と、140円切手の貼付をお願いします。』

2 入札参加資格申請用(指名願)

- 証明願～2枚複写『2枚とも、押印してください。』
- 証明取得月の最近3ヶ月間の掛金収納書のコピー
- 元請・下請で建退共の証紙の受渡しがある場合は、受領書等のコピー
- 手数料200円『郵便の場合は、郵便局の定額小為替200円を同封』
- 返信用封筒『会社の住所記入と、80円切手の貼付をお願いします。』

《注意》

証明時に必要事項が記入されていないか、上記の必要書類の添付がなく、また、手帳の更新が適正に行われていない場合は、証明書が発行できませんのでご注意ください。

また、証明書発行には時間がかかりますので、日数は余裕を持って提出してください。書類の不備等で連絡がつかない場合は、返送することもありますのでご了承ください。

★ 建退共全員加入で明るい職場(加入率のアップ) ★
★ お疲れさまに貼る1枚(手帳更新率のアップ) ★

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（4月分）

建退共宮崎県支部

月別	区分	共 濟 契 約 者 数	被 共 濟 者 数	月別	区分	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (3月分)
							冊	件	千円
3月末計		社 3,463	名 48,409	前年度累計		355,150	37,594	21,004,125	109,613,644
加 入		10	126	当 月 分		815	239	199,612	79,205
脱 退		2	246	本 年 度 分		815	239	199,612	786,942
4月末計		3,471	48,289	累 計		355,965	37,833	21,203,737	110,400,586

注：掛金収納額は20.3月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（4月分）

1. 適用

(平成20年4月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
389社	4,407人	733人	5,140人

2. 給付

裁定状況

(平成20年4月末現在)

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第1種退職年金	4	2,214,700	4	2,214,700
第2種退職年金	21	3,753,400	21	3,753,400
選択一時金	9	5,653,700	9	5,653,700
脱退一時金	38	7,035,000	38	7,035,000
遺族一時金	2	404,000	2	404,000

3. 年金経理（保有資産・時価）

(平成20年4月末現在)

信託資産	17,186,569,232 円
合 計	17,186,569,232 円

注：時価である

建 災 防

1. 平成20年度全国安全週間（第81回）の実施について

本 週 間／7月1日～7月7日

準備期間／6月1日～6月30日

<スローガン>

トップが率先 みんなが実行 つみ取ろう職場の危険

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、本年度で81回目を迎えます。

さて、我が国の労働災害による被災者数は、長期的には減少傾向にあり、死亡者数は、平成19年には過去最少となったものの、今なお、1,300人を超える尊い命が労働の場で失われています。また、労災保険新規受給者数は年間約55万人にも上っており、さらに、一度に多くの労働者が被災し社会的に大きな関心を集める災害が跡を絶っていません。

一方宮崎県内の労働災害による被災者数は、死亡災害が19人と前年に比べ2名（11.8%）増加し、休業4日以上死傷者数も1,516人と平成18年の1,508件から8件（0.5%）の増加となっています。また、本年においては、4月27日現在、既に2人の方が労働災害により死亡しています。

このような状況の下、平成20年度から第11次の労働災害防止計画がスタートしたところであり、計画期間中に死亡者数について毎年15人を大きく下回ること、死傷者数について15%以上減少すること等を目標に関係者が積極的に取り組む必要があります。

本目標の達成に向けて、職場の安全を確保し労働災害の減少を図るためには、経営トップの強いリーダーシップの下、関係者全員が一丸となって安全活動を着実に実行し、職場から機械設備、作業等による危険をなくすことが不可欠です。

このような観点から、平成20年度の全国安全週間は、

トップが率先 みんなが実行 つみ取ろう職場の危険

をスローガンとして7月1日から7月7日までの期間実施されます。

6月1日から6月30日までを準備期間とし、これを契機に、県内すべての事業場で、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、着実な安全活動を推進しましょう。

平成20年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、本年で81回目を迎える。

さて、我が国の労働災害による被災者数は、長期的には減少傾向にあり、死亡者数は、平成19年には過去最少となったものの、今なお、1,300人を超える尊い命が労働の場で失われている。また、労災保険新規受給者数は年間約55万人にも上っており、さらに、昨年来、化学工場における火災災害、造船所における爆発災害、橋梁工事における倒壊災害など、一度に多くの労働者が被災し社会的に大きな関心を集める災害が跡を絶っていない。

このような状況の下、平成20年度から第11次の労働災害防止計画がスタートしたところであり、計画期間中に死亡者数について20%以上、死傷者について15%以上減少すること等を目標に関係者が積極的に取り組むこととしている。

本目標の達成に向けて、職場の安全を確保し労働災害の減少を図るためには、経営トップの強いリーダーシップの下、関係者全員が一丸となって安全活動を着実に実行し、職場から機械設備、作業等による危険をなくすことが不可欠である。

このような観点から、平成20年度の全国安全週間は、

「トップが率先 みんなが実行 つみ取ろう職場の危険」

をスローガンとして展開することとする。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場において、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動の着実な実行を図ることとする。

2 期 間

平成20年7月1日から7月7日までとする。

なお、本週間の実効を上げるため、平成20年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、全国安全会議、地方安全会議、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 安全講習会等を開催する。
- (4) 安全に関する作文、写真、ポスター、標語等の募集を行う。
- (5) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (6) 事業場の実施事項について指導援助する。

(7) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼すること。

9 実施者の実施事項

安全水準のより一層の向上を図るため、計画的、継続的な安全管理の定着を目指して、各事業場においては、次の事項を実施する。

(1) 本週間に実施する事項

- ア 経営トップは安全について所信を明らかにするとともに、自らが率先して職場の安全パトロール等を行い、安全について従業員への呼びかけを行う。
- イ 今後の安全の進め方について考える職場の集い等を催し、関係者の意志の統一、安全意識の高揚等を図る。
- ウ 安全旗の掲揚、ポスター、標語等の掲示、安全関係資料の配布等を行う。
- エ 安全表彰を行う。
- オ 安全についての改善提案の募集及び発表を行う。
- カ 安全についての作文、写真、ポスター、標語等の募集及び発表を行う。
- キ 安全に関するビデオ、映画、スライド等の映写会、講演会等を開催する。
- ク 労働者の家族に対し、安全についての文書の送付、職場見学等を行い、家族の協力を求める。
- ケ 緊急時の措置について必要な訓練を行う。
- コ その他本週間にふさわしい行事を行う。

(2) 準備期間中に実施する事項

以下の事項について安全活動に係る総点検を行い、安全活動の定着と安全水準の向上を図ること。

ア 安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 総括安全衛生管理者、安全管理者又は安全衛生推進者の選任、安全委員会の設置等安全衛生管理体制の整備並びにその活動の活性化
- (イ) 「危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）等」の実施
 - 危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を行い、その結果により安全対策を実施する「危険性又は有害性等の調査等」の実施
 - a 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく適切な「危険性又は有害性等の調査等」の実施
 - b 経営トップによる統括管理、安全委員会の活用等を通じた労働者の参画等による実施体制の確立
- (ウ) 労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした自主的な安全管理活動の推進
- (エ) 職場巡視、危険予知、安全提案制度、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化
- (オ) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (カ) 労働安全コンサルタント等の外部の専門家を活用した安全診断の実施
- (キ) 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し
 - a 機械設備の運転操作、運搬等の定常作業に係る安全作業マニュアルの整備、見直し
 - b 修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係る安全作業マニュアルの整備、見直し
 - c 機械化、自動化、新原材料の導入等に伴う作業マニュアルの整備、見直し
- (ク) 製造業における労働災害防止対策の推進
 - a 「危険性又は有害性等の調査等」の実施

-
- b 「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく安全な機械の採用
 - c 建築物等からの墜落・転落災害の防止対策の徹底
 - d 雇入時、作業内容変更時等の安全教育の徹底
 - e 元方事業者としての総合的な安全管理の徹底
 - f 派遣労働者の派遣先事業場における労働災害防止のための措置義務の徹底
 - g 安全管理者等の安全担当者の能力向上教育の実施
- (ケ) 建設業における労働災害防止対策の推進
- a 元方事業者における統括安全衛生管理の徹底と関係請負人に対する適切な指導の実施
 - b 専門工事業における自律的な安全管理の確立
 - c 「危険性又は有害性等の調査等」の実施
 - d 労働安全衛生マネジメントシステムの導入
 - e 足場先行工法、手すり先行工法の活用、適切な足場の設置等による墜落・転落防止対策の徹底
 - f クレーン、移動式クレーン、車両系建設機械等の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
 - g 土止め先行工法等による土砂崩壊災害防止対策の徹底
 - h 安全衛生教育推進計画の整備及び職長、安全衛生責任者、労働者等に対する教育の徹底
- イ 特定災害対策の推進
- (ア) 交通労働災害防止活動の推進
- a 交通労働災害防止のための管理体制の確立
 - b 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施
 - c 交通労働災害防止のための教育の実施
 - d 交通労働災害防止に対する意識の高揚
- (イ) 爆発・火災災害防止対策の推進
- a 「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に基づく「危険性又は有害性等の調査等」の実施
 - b 化学設備の定期自主検査の計画的な実施
 - c 化学設備の改造、修理等の作業の注文者による文書等の交付等、工事発注者と施工工事業者との連携等の実施
 - d 化学物質等安全データシート（MSDS）等による化学物質等の危険有害性等に関する情報の提供及び活用の促進
- ウ 職業生活全般を通じた各段階における安全教育の徹底
- (ア) 安全教育計画の樹立と効果的な安全教育の実施
 - (イ) 雇入れ時及び作業内容の変更時の安全教育の徹底
 - (ウ) 事業場における安全教育担当者の育成
 - (エ) 安全管理者等に対する能力向上教育の実施
 - (オ) 危険業務従事者等に対する安全教育の実施
 - (カ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務における有資格者の充足
- エ 作業者の安全意識の高揚
- (ア) 災害事例の分析、具体的な災害防止対策の樹立及びその周知徹底
 - (イ) 職場巡視、危険予知、安全提案制度、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - (ウ) 安全委員会等を通じた職場の安全問題への参画の促進
 - (エ) 「安全の日」等の設定
 - (オ) 安全についてのポスター、標語等の募集・掲示
-

- (カ) 作業を直接指揮する優良な職長等の顕彰等の実施
- (キ) 家庭に対する安全の協力の呼びかけの実施
- オ 派遣労働者の安全対策の徹底
 - (ア) 作業全般にわたる安全確保措置等派遣先における安全対策の徹底
 - (イ) 雇入れ時の安全衛生教育等派遣先における安全対策の徹底
- カ 高年齢労働者の安全対策の徹底
 - (ア) 機械設備等作業環境の改善
 - (イ) 作業方法、作業配置等の改善
- キ 労働時間等労働条件の適正化の推進
- ク 快適な職場環境の形成の推進
- ケ 労使による自主的な安全活動の推進

2. 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金等の請求についてのお知らせ

中皮腫や肺がんなどの石綿ばく露を原因とする疾病により死亡したご遺族の方は早めに請求されることをお勧めします。

生・死の別 疾病の原因	生 存	死 亡	
		平成13年3月26日以前 に死亡	平成13年3月27日以降 に死亡
業 務 上	労災保険法に基づく給付 (療養補償給付等)	石綿救済法に基づく給付 (特別遺族給付) ・ 特別遺族年金については請求日の属する月の翌月からの支給となる。 ・ 平成21年3月28日以降は請求が出来ない。	労災保険法に基づく給付 (遺族補償給付等) ・ 死亡した日の翌日から起算して5年で時効となる。
環境ばく露	石綿救済法に基づく給付 (医療費等)	石綿救済法に基づく給付 (特別遺族弔慰金等)	

石綿ばく露の原因が業務によるものか業務以外によるものか明らかでない場合は、労災保険給付の請求と救済給付の申請を同時に行うことも可能です。

(お問い合わせ先)

- ・ 特別遺族給付金や労災保険制度について
宮崎労働局 (0985-38-8837) 及び各労働基準監督署
- ・ 労災保険給付の対象とならない救済給付について
独立行政法人環境再生保全機構 (0120-389-931)

3. 当面の各種講習会等開催のお知らせ

開催日	講習等名	開催場所
7月3日	ダイオキシン類作業従事者特別教育	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
7月4日 ～5日	小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
7月8日	「土止め先行工法」講習	延岡建設会館（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
7月10日 ～11日	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
7月15日 ～16日	足場の組立て等作業主任者技能講習	都城建設会館（駐車場有） 都城市北原町26街区13号
7月18日	石綿取扱い作業従事者特別教育	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
7月22日	安全管理担当者（土木）のためのリスクアセスメント教育	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
7月23日	職長のためのリスクアセスメント教育	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
7月24日 ～26日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
7月29日 ～31日	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	延岡建設会館（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
8月1日	「土止め先行工法」講習	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
8月5日 ～6日	職長・安全衛生責任者教育	都城建設会館（駐車場有） 都城市北原町26街区13号
8月8日	車両系建設機械（解体用）運転技能講習 （一部免除資格者）	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
8月19日 ～20日	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
8月22日 ～23日	ローラーの運転の業務に係る特別教育	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
8月26日	安全管理担当者（土木）のためのリスクアセスメント教育	都城建設会館（駐車場有） 都城市北原町26街区13号
8月27日	安全管理担当者（土木）のためのリスクアセスメント教育	延岡建設会館（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
8月29日 ～31日	高所作業車運転技能講習（一部免除資格者）	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
9月4日 ～5日	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
9月11日 ～13日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
9月26日 ～28日	不整地運搬車運転技能講習（一部免除資格者）	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
10月3日 ～4日	小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
10月17日 ～19日	高所作業車運転技能講習（一部免除資格者）	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
10月23日 ～25日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1

火 薬 協 会

1. 平成20年度表彰及び代議員会の開催

平成20年度の表彰式及び通常代議員会を5月14日（水）午後1時から宮崎観光ホテル東館3階「翠耀の間」において、宮崎県総務部危機管理局長の後藤厚一様と宮崎県警察本部生活安全部生活環境課長の川野泉様をご来賓にお招きし、開催いたしました。その状況は、次のとおりです。

(1) 表彰式

本年度の表彰式は、武田会長のあいさつに続いて実施し、まず最初の宮崎県知事表彰は、優良事業所2社、保安功労者2名に対し知事代理の後藤局長様から受賞者に表彰状が授与されました。

引き続き、宮崎県火薬保安協会長表彰は、武田隆善会長から優良事業所2社、優良従事者2名、保安功労者4名に対し、表彰状と記念品が授与されました。

このあと、受賞者に対する宮崎県知事のお祝いのことばを賜り、その後、橋本正博様（西日本土木株式会社）が受賞者を代表して謝辞を述べられて表彰式を終了しました。

平成20年度の宮崎県知事、宮崎県火薬保安協会長の表彰受賞者は、次のとおりです。

ア 宮崎県知事表彰受賞者（敬称略）

表彰の種類	受賞者（社）	会社名（代表者名）	職 域（地区）
優良事業所	西日本土木（株） 北川砕石所	所 長 橋 本 正 博	砕石事業連合会
	有限会社 遠山和伸商会	代表取締役 遠 山 和 伸	銃砲火薬販売組合
保安功労者	金 岡 孝 宰	株式会社 松本組	建設（宮崎地区）
	山 口 実	矢野産業 株式会社	砕石事業連合会

イ 宮崎県火薬保安協会長表彰受賞者（敬称略）

表彰の種類	受賞者（社）	会社名（代表者名）	職 域（地区）
優良事業所	株式会社 北部産業開発	代表取締役 甲 斐 普 宏	建設（日向地区）
	株式会社 工藤興業	代表取締役 工 藤 勝 利	建設（高千穂地区）
優良従事者	戸 高 政 昭	同盟建設 株式会社	建設（高千穂地区）
	松 葉 年 雪	矢野産業（株）日向工場	砕石事業連合会
保安功労者	田 爪 正 弘	株式会社 宮本組	建設（西都地区）
	井 上 俊一郎	（有）井上銃砲火薬店	銃砲火薬販売組合
	内 田 仁	内田産業 株式会社	建設（串間地区）
	佐 藤 文 則	株式会社 佐藤興業	建設（高千穂地区）

無 災 害 知 識 と 技 術 と 正 し い 管 理

(2) 平成20年度通常代議員会

通常代議員会は、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課長の川野泉氏の来賓祝辞に引き続き、代議員62名中、49名の出席で規約に定める2分の1以上の出席で定足数を充足しており、有効に成立する代議員会であることを確認した後、規約第28条の定めにより、武田会長が議長に選出され、提案された次の3議案について審議が行われた。

第1号議案 平成19年度事業報告及び収支決算並びに剰余金処分案について

第2号議案 平成20年度事業計画及び収支予算案について

第3号議案 役員の任期満了に伴う選任について

それぞれの議案の審議は、武田会長の求めに応じて各議案の提案説明を協会事務局が行ったあと審議され、3議案ともに出席議案多数の承認を得て、原案どおり議決された。

2. 平成20年度火薬類危害予防週間の実施について

火薬類による災害事故を防止し、公共の安全を確保することを目的として、各事業所及び施設において実情に即した行事を行い、火薬類による危害予防意識の高揚を図ってください。

記

(1) 火薬類危害予防週間

平成20年6月10日（火）から6月16日（月）まで

(2) 実施事項

ア 産業火薬類の消費者

管理者及び保安責任者は、社内及び各施設に対する巡回を実施し、発破場所に対する飛石事故防止対策が十分であるか、作業の安全確認、無資格者の作業禁止を徹底するとともに、法令の遵守の徹底並びに作業者の発破技術に関する保安教育及び事故防止のための保安教育を実施する。

また、夜間、休日等課業時間以外の火薬類の存置をすることのないよう教育指導する。

イ 煙火製造業者は、製造施設及び製造方法に関して安全対策が十分であるか、規定等で定める作業標準書の内容が実践されているかを点検し、必要があれば改善する。

ウ 煙火の消費者は打揚従事者に対し煙火の消費の技術基準等の指導を徹底するとともに、煙火及び打揚筒の異常の点検確認、観衆・建物等に対する安全な距離の確保、天候及び周辺状況を考慮した煙火打揚等の適切な安全対策の保安教育を実施する。

エ 危害予防週間のポスター・標語等を事業所等に掲示し、危害予防意識の高揚を図る。

オ 保安講習の実施及び受講について、従事者等関係者に周知徹底し、自主保安意識の高揚を図る。

保安教育 学んでなくそう 火薬事故

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（4月分）

西日本建設業保証(株)
宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	件数	増減率	請負金額	増減率
平成20年度	132	▲38.0%	5,621	▲31.9%
平成19年度	213	▲23.1%	8,259	▲27.8%
平成18年度	277	27.1%	11,445	8.0%

II. 発注者別の状況

(単位：件、百万円)

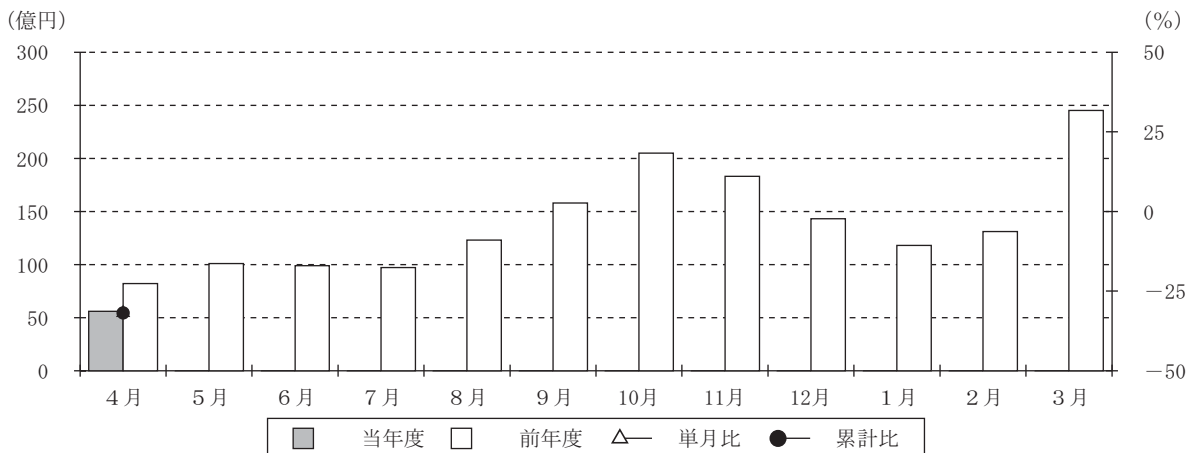
	件数	請負金額	増減率	構成比
国	14	903	82.9%	16.1%
独立行政法人等	5	404	▲36.6%	7.2%
県	64	2,694	▲9.4%	47.9%
市町村	47	1,195	▲69.2%	21.3%
その他	2	422	58.5%	7.5%
計	132	5,621	▲31.9%	100.0%

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	件数	請負金額	増減率	構成比
宮崎	36	2,193	29.6%	39.0%
高岡	11	239	▲4.1%	4.3%
西都	4	99	▲76.3%	1.8%
高鍋	6	382	70.6%	6.8%
日南	7	57	▲45.4%	1.0%
串間	0	0	—	—
都城	21	972	▲18.6%	17.3%
小林	4	168	▲81.0%	3.0%
日向	16	1,001	▲33.5%	17.8%
延岡	14	290	▲80.9%	5.2%
西臼杵	13	216	▲52.1%	3.8%
計	132	5,621	▲31.9%	100.0%

<月別請負金額（前払保証分）>



試験・研修等のご案内

1. 平成20年度建設業者研修会の開催について

宮崎県県土整備による平成20年度建設業者研修会が下記のとおり開催されますのでお知らせいたします。

記

1 研修日程

地区	開催日		会場	住所	電話番号
	月日	時間帯			
日向	7月3日(木)	14:00~16:00	日向市中央公民館 (ホール)	〒883-0046 日向市中町1番31号	0982(53)6867
都城	7月4日(金)	14:00~16:00	都城市総合文化ホール (中ホール)	〒885-0024 都城市北原町1106番地100号	0986(23)7140
延岡	7月7日(月)	14:00~16:00	延岡総合文化センター (大ホール)	〒882-0852 延岡市東浜砂町611番地2	0982(22)1855
西臼杵	7月8日(火)	10:00~12:00	高千穂町自然休養村管理センター (第1・2研修室)	〒882-1101 西臼杵郡高千穂町大字三田井1498	0982(72)4723
日南 串間	7月9日(水)	14:00~16:00	南郷ハートフルセンター (小ホール)	〒889-3204 南那珂郡南郷町大字中村乙7051番地25	0987(64)0310
高鍋 西都	7月10日(木)	14:00~16:00	新富町文化会館ルピナス みらい(大ホール)	〒889-1403 児湯郡新富町大字上富田6367番地1	0983(33)6205
小林	7月11日(金)	14:00~16:00	小林市文化会館 (小ホール)	〒886-0004 小林市大字細野1650	0984(23)7400
宮崎	7月14日(月)	10:00~12:00	J A・A Z Mホール (大ホール)	〒880-0032 宮崎市霧島1丁目1-1	0985(31)2000
宮崎 高岡	7月14日(月)	14:00~16:00	J A・A Z Mホール (大ホール)	〒880-0032 宮崎市霧島1丁目1-1	0985(31)2000

2 研修会の内容

- (1) 建設業許可と法令遵守について
- (2) 経営事項審査について
- (3) 建設業の状況と支援制度について
- (4) 入札制度について

平成20年4月から 建設共済が変わりました!

新規は4月1日契約開始日から
既契約は4月以降の契約更新日から

1. **被災者補償契約**と**諸費用補償契約**に分離し、
同額の共済金区分で同時加入
2. 共済金区分は従来の1/2
(両契約とも最高2,000万円から500万円の4区分)
3. 両契約の合計掛金額は従来と同額
4. 共済金支払い

(1) 被災者補償契約

- ①被災者が自社雇用労働者の場合、共済団は契約金額の全額を契約者へ支払います。
契約者は受領した共済金の全額を被災者等へ支払っていただきます。
 - ②被災者が下請雇用労働者の場合、共済団は契約者と被災者等の合意額を契約共済金の
範囲内で契約者へ支払います。
契約者は受領した共済金の合意額を被災者等へ支払っていただきます。
- 被災者等の受領書等支払いを証する書類の提出が必要です。

(2) 諸費用補償契約

契約金額の全額*を支払います。

*「被災者補償契約」の共済金を被災者等に全く支払わない場合は、「諸費用補償契約」の共済金は支払いません。既に「諸費用補償契約」の共済金を受領している場合は、全額返還していただきます。

法定外労災補償制度
建設共済

財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15虎ノ門NSビル

■取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

建設共済の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、
要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済
不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などの
お問い合わせは

TEL.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>